

乗用車5台以上お持ちの企業様

運転前後の **アルコールチェック** が **義務化** されます！

対応はもうお済みでしょうか？

2021年6月28日に千葉県八街市で発生した、小学生の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷するという痛ましい交通死亡事故を受け、「自動車を一定数以上保有する使用者に義務付けられている安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図るとともに、乗車前後におけるアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認の促進等、安全運転管理者業務の内容の充実を図る」ことが、同年8月4日「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」において決定されました。これを踏まえ、道路交通法施行規則の一部が改正され、安全運転管理者の行うべき業務として、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を新たに設けることとされました。

安全運転管理者の選任が必要な事業所

乗車定員が11人以上の自動車にあつては1台以上、**その他の自動車にあつては5台以上の自動車**の使用は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。また、20台以上の自動車を使用している事業所は、20台につき1名の副安全運転管理者が必要です。自動二輪車(原動機付自転車を除く)は1台を0.5台として計算します。

乗車定員が11人以上の自動車1台以上、
または **その他の自動車5台以上**



安全運転管理者の条件

- **安全運転管理者**
 - ・20歳以上(副安全運転管理者を選任する場合は30歳以上)
 - ・運転管理実務経験2年以上(または公安委員会の認定した者)
- **副安全運転管理者**
 - ・20歳以上
 - ・運転管理実務1年以上(または運転経験3年以上、または公安委員会の認定した者)
- ★安全運転管理者、副安全運転管理者共に、過去2年以内にひき逃げや酒気帯び運転、無免許運転等の違反・事故の前歴がないこと
- ★該当の事業所に常勤していること
- ★他の事業所と兼務していないこと



安全運転管理者の役割

- 交通安全教育
- 運転者の適正等の把握
- 運行計画の作成
- 交替運転者の配置
- 異常気象時等の措置
- 点呼と日常点検
- 運転日誌の備え付け
- 安全運転指導

安全運転管理者の届出

- ★安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要な書類を提出する必要があります。
- ★届出に必要な書面は、広島県警察のWebサイトからダウンロードすることができます。
- ★警察行政手続きサイトからも、管轄の警察署へ電子申請することができます。
- ★安全運転管理者の解任や変更がある場合も、同様の届出が必要です。

安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化されます。

令和4年 4月1日施行

- ☑ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ☑ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

令和4年 10月1日施行

- ☑ 運転者の酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を用いて行うこと
- ☑ アルコール検知器を常時有効に保持すること

目視等による酒気帯びの確認

- ★「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等の確認。
- ★運転者の酒気帯びの確認方法は対面が原則。
- ★直行直帰の場合等、対面での確認が困難な場合、運転者に携帯型のアルコール検知器を携帯させる等した上で、カメラやモニター等による運転者の顔色や応答の声の調子等と共に、アルコール検知器の測定結果を確認。また、携帯電話や業務無線等で運転者と直接対話し、応答の声の調子を確認し、アルコール検知器の測定結果を報告させる方法でもよい。



酒気帯び確認の記録

- ★酒気帯び確認を実施した場合、①確認者 ②運転者 ③運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号または識別できる記号・番号等 ④確認の日時 ⑤確認の方法(対面でない場合は具体的方法) ⑥酒気帯びの有無 ⑦指示事項 ⑧その他必要な事項 を記録する。
- ★2022年10月以降は、⑤について「アルコール検知器の使用の有無」も記録することが必要です。
- ★確認記録は、データや帳簿により1年間の保管が必要です。



アルコール検知器の条件

- ★アルコール検知器は国家公安委員会の定める要件(呼気中のアルコールを検知し、その有無またはその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するもの)であればよく、特段の性能上の要件はありません。
- ★酒気帯び運転とは、血中アルコール濃度0.03%以上、呼気1L中のアルコール濃度0.15mg以上を指します。

アルコール検知器を常時有効に保持

- ★「常時有効」とは正常に作動し、故障がない状態で保持していることを意味します。
- ★アルコール検知器は、取扱説明書に基づき適切に使用・管理保守する。
- ★アルコール検知器のセンサーは、使用により劣化するので、必ず定期的に故障していないか確認し、故障していないものを使用。
- ★2022年9月30日までは、アルコール検知器が故障して、酒気帯びの確認ができなくても、対面で確認できれば運転しても問題ありませんが、2022年10月1日からは、アルコール検知器を使用した酒気帯び確認が故障のため実施できない場合は運転者は車を運転することができません。

